

平成 30 年 2 月の税務

申告の際にご利用ください

2/13

●1 月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

2/28

●前年 12 月決算法人及び決算期の定めのない人格なき社団等の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>

●3 月、6 月、9 月、12 月決算法人の 3 月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>

●法人の 1 月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>

●6 月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)

●消費税の年税額が 400 万円超の 3 月、6 月、9 月決算法人の 3 月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>

●消費税の年税額が 4,800 万円超の 11 月、12 月決算法人を除く法人の 1 月ごとの中間申告(10 月決算法人は 2 ヶ月分)<消費税・地方消費税>

○前年分所得税の確定申告(2 月 16 日から 3 月 15 日まで)

○前年分贈与税の申告(2 月 1 日から 3 月 15 日まで)

○固定資産税(都市計画税)の第 4 期分の納付